（別紙２）

令和８年３月

医療局動物愛護センター

地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について

（令和８年度）

本市では、災害時の地域防災拠点（以下「拠点」といいます。）へのペットの避難について、「横浜市地震防災戦略」、「横浜市防災計画」及び「横浜市学校防災計画」に基づき、拠点内にペットの一時飼育場所の設定を進めています。

そこで、さらに一時飼育場所の設定を進めていただくための支援策として、令和７年度から、一時飼育場所を設定する拠点等に、各拠点の希望に応じて必要な資機材を配付しています。

つきましては、令和８年度に資機材の配付を希望される場合は、以下をご確認のうえお申込みください。

１　対象拠点（下記の条件に合致すれば全拠点が対象となります。）

令和７年度に一時飼育場所設営用資機材の配付を受けていない拠点で、

(1)　新たに一時飼育場所を設定する拠点（設定に向けた検討が進んでいる拠点）

(2)　一時飼育場所は設定済だが、飼育環境をより改善するためなどにより資機材が必要となる拠点

２　配付条件等

(1)　拠点におけるペットの一時飼育場所の設営に必要となる資機材であること

(2)　配付された資機材の保管場所をあらかじめ準備することができること
（動物愛護センターや区で保管することはできません。）

(3)　配付された資機材を適正に保管することができること
（盗難・汚損の場合、すぐに再配付することはできませんのでご承知おきください。）

(4)　他の用途への転用は行わないこと（災害時において、緊急やむを得ない場合を除く。）
なお、一部の資機材は、平常時に地域・学校のイベント等で活用することは差し支えありません。
（詳細は「６」を参照してください。）

３　対象資機材

原則として、資料１「指定資機材一覧」に掲載された物品等を配付対象とします。

なお、拠点の状況により指定資機材以外のもの（以下「個別調達資機材」という。）が必要な場合は、必ず事前に動物愛護センターにご相談ください。

ただし、消費する物品（ペットシーツ、消臭剤、養生テープなど）は配付対象外です。

４　配付方法（申込制・先着順）

各拠点からの配付希望を動物愛護センターで集約し、一括で調達したうえで各拠点に配付します。

(1)　申込時期

一時飼育場所設営に係る資機材配付申込書（提出様式）（以下「申込書」という。）により、以下の期限までにお申し込みください。

なお、予算（500 万円）を超過した場合はその時点で受付を終了します。

ア　受付期間（先着順）

令和８年８月３日から令和８年９月４日まで（郵送の場合、期間終了日の消印まで有効）

(2)　申込方法

先着順の判断は、郵送は消印日、メール及びＦＡＸは受信日で判断します。（時間は考慮しません）

ア　郵送（郵送料は各自負担）

以下の宛先に「一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和８年度）」（以下「申込書」という。）を郵送してください

〒221-0864　神奈川区菅田町 75-4　横浜市動物愛護センター　災害時ペット対策担当　行

イ　メール

以下の宛先に申込書を添付してメールを送信してください。

ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp

ウ　ＦＡＸ（通信料は各自負担）

以下の宛先に申込書を送信してください。

ＦＡＸ番号：045-471-2133　横浜市動物愛護センター災害時ペット対策担当　行

(3)　納品時期

令和８年 12 月以降（予定）

物品の調達状況により、納品時期が遅れる場合があります。

(4)　納品方法

各拠点への配送は業者に委託する予定です。

配送業者から、申込書に記載された拠点の資機材受取ご担当者あてに納品日を事前に連絡します。

受取時には立会いが必要となります。なお、配送日時はご希望に添えない場合があります。

納品日が通知された後、拠点担当者から学校等に必ず納品日等を連絡してください。

５　申込上限額

１拠点あたり１０万円（上限額）

なお、上限額の計算にあたっては、指定資機材の金額は実際の調達額ではなく、別紙１「一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）」に掲載した額（＝実売価格や送料等を考慮し、動物愛護センターが決定した額）とします。

また、個別調達資機材については、当該資機材の定価に送料を含めた金額、又は参考見積額など実際の調達に必要な額が一定程度判断できるもので計算します。

６　平常時利用

今回配付する資機材は、平常時に地域や学校のイベントで使用することができます。

使用目的・方法等については、各拠点で管理・調整してください。

なお、平常時の利用が原因で、破損・汚損した場合、すぐに代替品を配付することはできませんので、使用の際にはご留意ください。

７　事例紹介へのご協力

今回の資機材配付をご利用いただいた拠点の中で、他の拠点の参考になるような好事例があった場合は、取材のうえ動物愛護センターのホームページや拠点一時飼育場所の設定事例集などに掲載させていただくことを検討していますので、その際はご協力をお願いします。

（別紙２）

８　留意事項等

(1)　申込受付について

申込は各拠点１回までとしますので、よくご検討のうえお申し込みください。

(2)　受領後の返送について

製品不良等を除き、原則として承ることはできません。よくご検討のうえお申し込みください。

(3)　小中学校等への説明について

拠点となる小中学校等に対しては、本取組を開始した令和７年４月から５月にかけて、校長会の役員会などで事業の詳細を説明しています。

資機材の保管場所など、拠点となる小中学校等と調整したうえでお申し込みください。

また、資機材納品日決定の連絡があった後、小中学校等に必ず連絡してください。

(4)　次年度（令和９年度）以降の事業について

継続して実施することを検討していますが、実施状況によって事業規模を拡大又は縮小する場合があります。次年度に配付希望がある場合など、ご要望は別途お知らせください。

(5)　その他

ご不明な点等がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

９　添付書類

(1)　一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和８年度）（提出様式）

(2)　一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）（資料１）

(3)　一時飼育場所設定用資機材（イメージ）（資料２）

10　本件に関するお問合せ先

横浜市医療局　動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864　神奈川区菅田町 75-4

TEL 045-471-2111　FAX 045-471-2133

Mail　ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp

※ 一時飼育場所の設定に関しては、上記問合せ先のほか、各区生活衛生課でもお問合せを承ることができます。